公営企

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示.....

理院

課局

:

≕.

第三千九百三十五号

平成二十六年十二月十七日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

平成二十六年十二月十七日

ように改正する。 第五条第一項中「第十七条の二第一項第五号」を「第十七条の二第一項第六号」に

青森県行政書士法施行細則 (昭和五十年六月青森県規則第三十四号) の一部を次の

青森県行政書士法施行細則の一部を改正する規則

改める。

附

(総務学事課) ...

この規則は、平成二十六年十二月二十七日から施行する。

示

青森県告示第八百五十一号

より公示する。 のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定に 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第四十一条第一項本文の規定により、次

平成二十六年十二月十七日

同法第十条第二項の規定による公告.....

文県 化 生

課活 :

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する

道路の区域の変更......

(道

路

課) :

同

:

=

公

告

介護保険法による介護予防サービス事業者の指定..

介護保険法による居宅サービス事業者の指定.....

保高 険 険 福

課祉

:

告

示

青森県行政書士法施行細則の一部を改正する規則.......

規

則

目

次

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示.....

( 会

計

課

:

 $\equiv$ 

公安委員会

青森県知事 Ξ 村 申 吾

光株 式会 社洋	氏名 称 又 名は	指定居宅サービス	
の一 飯詰字福泉八四 五所川原市大字	所在地又は住所主たる事務所の	ービス事業者	
訪問介護	類ビ居 スの 種		
お目の護ぼ	名称	事宅サービ	
一六三の四 一野坪字朝日田 田 の四 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	所在地	業が新たった。	
二 三 三 一	年月	指 定	

青森県規則第五十五号

則

規

青森県行政書士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

(

## 青森県告示第八百五十二号

の規定により公示する。 のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により、次

平成二十六年十二月十七日

青森県知事 三 村 申

吾

四朝市	泉八四 訪問介護 なーる市大字 介護予防 訪問介護	光
所在	は住所の種類名	氏 名 所在地又は名 称 又 は 主たる事務
事 業	者 介護予防 行 う・ビス 介護予防 介護予防	事 業 業 業 業

青森県告示第八百五十三号

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十七年一月十六日まで青森県県土整備設の団地で落身したので、原耳の共気によりな気です。

平成二十六年十二月十七日

部道路課において一般の縦覧に供する。

-

青森県知事

Ξ

村

申

吾

番図 号面		1		2		
種道 路	国		県			
類の	道			道		
路線名	三九号			前 坂藤 崎線		
变	南津軽郡藤崎町大字藤崎字松野木四〇の二まで南津軽郡藤崎町大字藤崎字高瀬三の一から			南津軽郡藤崎町大字藤崎字横松一の一まで南津軽郡藤崎町大字藤崎字真那板縁一二四		
更					大字藤崎	
Ø					字横松一     字真那板	
X					の一まで 緑一二四	
間					一まで	
前変 後更 別の	前	後	後	前	後	後
敷地の幅員	一二・四〇メートルまで八・三〇メートルから	一二・四〇メートルまで	四三・六〇メートルまで	一九・一〇メートルまで四・四〇メートルから	一九・一〇メートルまで四・四〇メートルから	三七・三〇メートルまで七・三〇メートルから
敷地の延	四回〇・〇五メートル	四四〇・〇五メートル	四四五・八〇メートル	一、五一四・八〇メートル	一、五一四・八〇メートル	一、七〇七・四〇メートル
長	トル	ル	ル	ル	ル	ル

規定による公告特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の

特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定による定款

公

<del>告</del>

変更認証の申請があったので、 により次のとおり公告する。 同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定

平成二十六年十二月十七日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

平成二十六年十二月八日

申請のあった年月日

申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人十和田市サッカー 協会

Ξ 代表者の氏名 十文字 敏雄

主たる事務所の所在地

兀

十和田市東十二番町五の二〇

五 健全な育成と生涯スポーツ社会の実現、 定款に記載された目的 この法人は、市民に対して、サッカーに関する事業を行い、サッカーの普及と強 そしてサッカーを通じた地域活性と社会貢献を目標とすることで、子ども達の スポーツ文化の発展、 そして健康で文化的

## 公 安 委 員

な地域社会の構築に寄与することを目的とする。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

同令第十一条の規定により次のとおり公示する。 第三百七十二号) 第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成七年政令

平成二十六年十二月十七日

特定役務の名称

渋滞・映像表示システム機器賃貸借 一式

青森県警察本部長 Щ 本 和 毅

Ξ 契約の方法 青森市新町二丁目三の 青森県警察本部警務部会計課

=

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

随意契約

兀 契約の相手方を決定した日

平成二十六年十一月十一日

五 契約の相手方の名称及び住所

東京都港区芝浦一丁目二の三 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社

六 契約金額

百二十五万二千八百円

八

契約の相手方を決定した手続

七 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号) 第百六十七条の二第一項第八号 随意契約の理由

て有効な入札を行った者がなく、再度の入札に付したが落札者がなかったため、予 定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な見積りをした者と随意契約に た者を参加者として入札を行ったが、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもっ より契約を締結したものである。 賃貸借機器等に要求される性能等が満たされていると判断した申請書等を提出し

入札の公告を行った日 平成二十六年九月十九日

## 公 営 企 業

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

同令第十一条の規定により次のとおり公示する。 第三百七十二号) 第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成七年政令

平成二十六年十二月十七日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円四十四銭 毎週月・水・金曜日発行

青 ( 4 ) 第3935号 四 Ξ 六 五 方としたものである。 入札の公告を行った日 平成二十六年十一月四日 契約金額 株式会社ENEOSフロンティア東北支社 契約の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手 契約の相手方を決定した手続 宮城県仙台市宮城野区宮城野一丁目一一の一 契約の相手方の名称及び住所 平成二十六年十一月二十八日 契約の相手方を決定した日 青森市東造道二丁目一の一 青森県立中央病院 管理課 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 青森県立中央病院重油 (JIS一種二号) 供給単価契約一式 物品等の名称及び数量 ーリットル
七十五円六十銭 一般競争入札